

# チエロキー族の女性と「文明化」

佐 藤 円

## はじめに

18世紀の半ば以降、合衆国の南東部に居住していたインディアン<sup>(1)</sup>、チエロキー族は、フレンチ・アンド・インディアン戦争及びアメリカ独立戦争に巻き込まれ、軍事的な敗北を重ねた結果、18世紀の末には部族の存続すら危ぶまれるほど弱体化していた。しかし1794年に合衆国との間で最終的な講和が成立すると、長年の戦乱による荒廃から立ち直るため、積極的に白人<sup>(2)</sup>文化を受容するという手段を採用し、1830年代末にミシシッピ川以西へ強制移住させられるまでのわずか一世代ほどの間に、政治制度から生活様式にいたるまで注目すべき改革を成し遂げていった。この18世紀末から19世紀初期にかけて急速に展開されたチエロキー族のいわゆる「文明化」<sup>(3)</sup>について、これまで筆者は主に政治の分野に焦点を当てた検討を加えてきた。<sup>(4)</sup>しかし本稿では、新たに女性の地位と役割という問題に焦点を当て、それが白人文化の受容の中でどのように変化したのか考察してみたいと考えている。

すでにチエロキー族の女性と「文明化」の関係については、メアリー・E・ヤング(Mary E. Yong)、ウィリアム・G・マクローフリン(William G. McLoughlin)、アリス・テイラーコールバート(Alice Taylor-Colbert)、セダ・パーデュー(Theda Perdue)などが検討を加えている。彼らはいずれも、「文明化」がチエロキー族の女性の地位や役割に重要な変化をもたらしたという点では一致しているものの、その変化がどのような意味を持つものであったのかという点に関しては、必ずしも評価が一致していない。それぞれの議論を大まかにまとめると、次のようになる。

まずこのテーマに最も早く取り組んだヤングは、白人文化の受容によってチエロキー族の女性の地位や役割がどのように変化したのかを概括的に論じ、このテーマへの関心を喚起したが、同時に研究上の問題点も提示し、さらなる研究の必要性を訴えて、自らの評価については明言を避けた。これに対しマクローフリンは、急激な白人文化の受容がチエロキー族の社会に混乱を巻き起こし、その混乱の中で伝統的な女性の地位や役割を守ろうとする努力も行われたが、結局この「文明化」という変化に抗しきることはできなかったと論じ、「文明化」によるチエロキー族の女性の地位の低下を示唆した。さらにテイラーコールバートは、このようなマクローフリンの評価から一步踏み込み、白人文化を受容する中でチエロキー族の女性は白人女性化するよう求められた結果、伝統的に保持してきた権力を奪われていったと主張した。これに対しパーデューは、地位の低下は白人文化を積極的に受容した部族のエリー

ト階層の女性のみに起こったことであり、大多数の女性たちは「文明化」という変化を経験してもなお伝統的な価値観を持ち続け、チェロキー族の社会において重要な役割を担い続けたと論じた。<sup>(5)</sup>

以上のような、研究者ごとに異なる評価を念頭に置きながら、本稿では、まず議論の前提として、伝統的なチェロキー族の社会における女性の地位と役割がどのようなものであったのかという問題を論じたい。その上で、ヤング、マクローフリン、パーデューが研究に際して共に利用した史料である、19世紀初期にチェロキー族が政治制度や社会制度を「文明化」するために制定した一連の法律をあらためて検討し直すことによって、それらの法律が実際にチェロキー族の女性の地位や役割をどのように変化させるものであったのか明らかにし、最後に、そのような変化がチェロキー族の女性にとってどのような意味を持つものであったのか、筆者なりに評価を下してみたいと考えている。

さて本稿は、インディアン史という分野の、特に女性史を扱おうとするものであるが、本論に先立って、インディアンの女性を歴史学の研究対象とする際に注意しなければならない一般的な問題について、少し所見を述べておきたい。

インディアン史を研究する際の最大の障害が、史料であることは言うまでもない。インディアンが固有の文字を持たなかったため、時代を遡るにつれて彼ら自身が残した史料が少くなり、利用可能なもののほとんどが、探検家、兵士、交易商人、宣教師、政府の担当官といった白人によって残された史料に限られてしまうのである。またこのことに加え、史料を残した人々の多くが、必ずしもインディアンの文化に精通しておらず、往々にして白人文化を絶対視する立場からインディアンを観察していたという問題もある。このため彼らが残した記録には、しばしば無知や偏見に基づく誤解が含まれており、研究者はこの点を充分に考慮して史料を取り扱う必要がある。ただし、このような史料が抱える問題は、インディアンの男性を研究する場合にも、また女性を研究する場合にも共通する障害と言える。<sup>(6)</sup>

その一方で、彼ら記録者の多くが、まさに「彼ら」=白人男性であっため、特にインディアンの女性を研究する場合には、さらに記録者自身の女性観が史料に投影されている可能性も疑わなくてはならない。つまり、その記録者が生きていた時代の白人社会における白人男性の女性観でインディアン女性を評価していたのではないかという問題である。もし記録者たちがそうしていたとするならば、彼らは、インディアン女性のインディアン社会における地位や役割を見誤るか見落とすかして、彼女たちの重要性を過少評価していたとも考えられる。このような理由から研究者は、インディアンの女性の歴史を研究する際には、利用する史料を二重の意味で注意深く批判することが求められているのである。<sup>(7)</sup>

従来から、インディアン史研究における史料批判に関しては、歴史学以外の研究成果を積極的に活用するよう提唱されてきている。なかでも、インディアンの社会や文化を直接の研究対象としている人類学の研究成果を活用することは、既存の史料をより適切に評価し直す上で、或いは史料の乏しさを補う上で有効である。すでに、この人類学と歴史学の境界を越

えた学際的な研究手法は、エスノヒストリー(ethnohistory)という新しい学問分野に結実し、インディアンの社会のみならず、無文字社会一般の歴史研究で多大の成果をあげている。インディアンを、或いはインディアンの女性を歴史の主体的構成員として見直していくとするならば、伝統的な歴史学の枠組みにとらわれず、研究の学際化に前向きになる必要があることは明らかである。<sup>(8)</sup>

幸い本稿が扱うチェロキー族の場合、「文明化」の結果、19世紀以降に関しては、彼ら自身が残した英語の史料が、法律文書をはじめある程度は存在する。しかし、それらの史料とて白人文化の受容が生み出したものである以上、チェロキー族の女性の研究を利用する際には、上記のような史料批判の必要性から完全に解放されているわけではない。また「文明化」する以前の伝統的な社会について検討する際には、やはり白人男性が残した史料に頼らざるを得ないし、史料が不足している場合には、人類学の研究成果で補わなければならない。インディアン女性史を研究する際の史料批判をめぐる課題を、本稿も共有しているのである。<sup>(9)</sup>

## 1. 伝統的な女性の地位と役割

### (1) 親族制度、婚姻、性的な自由

伝統的なチェロキー社会における女性の地位は、男性と比較して、決して低いものではなかった。そのことは、チェロキー族の親族制度が母系制に基づいていたということに、端的に現れている。生まれてくる子供は、母親の血筋を継承するものと考えられており、父親が誰であるかということはさほど問題ではなかった。子供から見た血のつながった親族とは、母親という存在を通してたどることのできる人々、つまり母親の母親、母親の兄弟姉妹(母親の母親の子供たち)、母親の姉妹の子供たちのことであった。またチェロキー族の社会は、出自を同じくすると信じられていた7つの氏族(clan)から構成されていたが、子供は母親を通していずれかの氏族の構成員としての資格を認められ、同時にチェロキー族の構成員としての資格も認められることになっていた。子供の養育には父親も協力したが、父親がいなくなれば、母方の伯父(叔父)や、その子供と同じ氏族に属する大人の男性が父親に代わって責任を果たした。男の子にチェロキー族の男性としての生き方を教えるのも、女の子にチェロキー族の女性としての生き方を教えるのも、その子と同じ氏族に属する大人たちの義務であった。これは、氏族の構成員全てが、広い意味で血のつながった親族と考えられていたためである。<sup>(10)</sup>

母系制であったチェロキー族においては、女性が世帯の中心であった。家族が暮らす家はもともと女性たちの財産であり、女性は結婚しても家を離れることはなく、夫が妻の家へ引っ越してくるものとされていた。結婚は、基本的に個人の意思にまかされており、男女とも自由に相手を選んだが、同じ氏族に属する者とはしてならないという制限(外婚規制)があった。結婚後、夫と妻の関係は基本的には対等であった。しかし、時として、例えば戦争などに

よって男性の数が減少した場合に、一人の男性が複数の妻を持つこともあった。その際男性には、最初の妻と同じ氏族の女性、特に最初の妻の姉妹と結婚することが奨励された。複数の妻を持つ男性はそうすることによって、複数の家に住まなくてはならない事態を避けることができた。一方女性は、一人の男性を夫として他の女性と分かち合うのが嫌ならば、ただそれを選択しなければよかったので、一夫多妻という形態に特に抵抗は示さなかった。<sup>(11)</sup>

チエロキー族では結婚が原則的に自由であったように、離婚もまた自由であった。離婚したくなった男性は妻の家を出ていくことで、また離婚したくなった女性は、夫に家から出ていくよう告げるか、夫の持ち物を家の外に出してしまうことで、簡単に嫌になった相手と別れることができた。子供は母親の氏族に属するものであったから、父親について行くことはなく、両親の離婚後も母親と暮らした。もともとチエロキー族の女性は、家や畠、家財道具などの個人的な財産を持つ権利を有しており、結婚や離婚がその権利に何ら変更を与えたないので、離婚が直ちに経済的な困難を招くことにもならなかった。<sup>(12)</sup>

結婚、離婚が自由だったチエロキー族の女性は、それに加え、男性と同じ程度に性的な自由も認められていた。婚前交渉は普通のことであったし、相手は同じ氏族に属さない者である限り自由に選ぶことができた。また結婚が継続している間であっても、夫以外の男性と交渉を持つこともめずらしくなかった。そのような妻の行為に対して夫はとがめだてできず、あきらめて目をつぶるか、妻と別れて別の女性を妻に迎えることで対処するしかなかった。もちろん婚外交渉は女性に限られたものではなかったが、既婚男女の婚外交渉に対する寛容さは、他のインディアンにはないチエロキー族の特徴だった。チエロキー族と同じ南東部に暮らす他の部族において婚外交渉は一般に不貞と見なされ、懲罰や復讐の対象となり得る行為であった。そして懲罰は、往々にして男性よりも女性に対して厳しいものだった。<sup>(13)</sup>

## (2) 性役割

チエロキー族の女性は、結婚や離婚そして性に関して原則的に男性と変わらない権利を享受していたが、それはチエロキー族の社会が、男性の領域と女性の領域を明確に区別して、互いに干渉しないという規範を守っていたことと関係していた。このような規範は、チエロキー族があらゆる世界を二極化して認識する信仰体系を持っており、相互補完的でありながら時には対立することもある二つの異なる世界の調和こそが、安定と繁栄をもたらすと信じていたことに由来していた。チエロキー族は、この信仰体系を男女の関係にもあてはめ、男性には男性特有の、また女性には女性特有の社会的役割(gender-specific roles)があり、どちらも欠くことができないものであると考えていたが、その一方で、社会生活や家庭生活において男性が女性の、また女性が男性の領域に干渉することは調和を乱す行為であり、してはならないことだとも考えていた。このような規範が、男性と女性の間の力関係にバランスを与えていたのである。<sup>(14)</sup>

それでは、チエロキー族の社会における男性の領域と女性の領域とは、実際にどのような

ものであったのだろうか。その区別の基盤が、男女それぞれが担わなければいけないとされていた仕事の違いにあったことは、人類学の研究からも明らかである。具体的には、チェロキー族において男性に特有の仕事とされていたものが、狩猟、政治、外交、交易、戦争、ボール・ゲーム(ball game)<sup>(15)</sup>、建物の建設、土地の開墾などであったのに対し、女性に特有の仕事とされていたものは、農耕、野生動植物の採集、育児、調理、衣類の作製、製陶、籠編み、捕虜の処分などであった。このうち、女性特有の仕事に農耕が含まれていたことは重要である。チェロキー族の女性は、他の女性たちと共同で畑を耕し、主食のトウモロコシのほか、カボチャ、スイカ、豆、イモ、ヒマワリなどの野菜を生産していた。女性たちが生産する農作物は、男性たちが狩猟から持ち帰る獲物より、食糧としてはるかに供給が安定していた。それゆえチェロキー族における性別分業(sexual division of labor)はかえって女性たちの経済力を強めるものであり、彼女たちの社会的地位を高めることはあっても、低めることはなかったのである。<sup>(16)</sup>

さて、本来女性の領域とされていたものの中で、特に男性の干渉を許さなかった分野に出産があった。妊娠から出産にいたる期間、父親になる男性は、母親になる女性ともども宗教儀礼に参加したり、日常生活上の様々な規制を守ることで出産が無事に済むよう協力しなければならなかつたが、出産そのものに直接関与することはできなかつた。その一方で、様々な理由から子供が欲しくない女性は、自分の判断で墮胎をしたり、嬰児を殺すことも許されていた。食糧不足の時など、それは唯一の人口抑制の手段でもあった。もともと生まれてくる子供は母親の氏族に属するものとされていたため、その生殺の権限は、両親のうち母親のみにあると考えられていた。それゆえ母親による墮胎や嬰児殺しが行われても、異なる氏族に属する父親は一切口出しすることができなかつた。これに対し、万が一父親が子供を殺してしまつたら、それは母親の場合とは異なり殺人と見なされ、子供の属する氏族から報復を受けた。チェロキー族において殺人は、第一義的に氏族同士の問題とされており、被害者と同じ氏族の人間が報復のために加害者を殺さない限り、被害者の魂は安らげないと信じられていたのである。<sup>(17)</sup>

### (3) 政治力

最後に、チェロキー族の女性の政治力についてまとめておきたい。社会的地位という点でチェロキー族の女性は、男性の干渉を許さない女性特有の社会的役割を担っていたことから、男性と比べて特に低かったわけではないが、政治が基本的に男性の仕事とされていたため、女性は族長(chiefs)<sup>(18)</sup>などの政治的な役職にほとんど就いていなかつた。このことは、チェロキー族と交易や外交という機会に接触した白人側の記録からもよく分かる。<sup>(19)</sup> しかしそうであるからと言って、チェロキー族の女性が政治的影響力を何ら持たず、集団的な意思決定から完全に排除されていたとも言えなかつた。もともと戦争、交易、外交といった外部の世界との交渉は男性の仕事であり、白人は男性たちとばかり接触せざるを得なかつた。その

一方で女性たちは、白人の目から見えにくい部族の内部で、自らの政治的影響力をかなりの程度行使していたと言われている。まれに、そのような女性たちの影響力に気がついた白人は、チェロキー族の政治を「ペチコート(女性支配の)政治」("petticoat government")と揶揄さえしていた。<sup>(20)</sup>

そもそも「文明化」する以前のチェロキー族の政治は、アパラチア山脈の南部一帯に18世紀の初頭で60ほどあった集落単位で行われていた。各集落の中心にはカウンシル・ハウス(council house)が建てられており、そこで開催される評議会において、他の集落や他の部族との関係といった外交問題や、共同で行う農作業や宗教儀礼の手はずといった内政問題など、その集落の統制が及ぶ地域で発生する公的な問題の処理が行われていたのである。この評議会には、集落の住民全てが老若男女の別なく出席でき、意見を述べたい者は誰でも発言することができた。女性たちのうち、特に7つの氏族を代表する年配の女性たちは、集落の住民からも尊敬を集めており、評議会において自分たちが関与できる問題については、族長たちや戦士たちの母親という立場から積極的に発言していた。<sup>(21)</sup>

それでは、なぜ本来男性の仕事とされていた政治の場で、女性にも発言が認められていたのであろうか。その背景には、おそらく、チェロキー族の女性が社会において男性が関与できない重要な役割をいくつも担っていたため、女性たちの同意を得ない決定は、実質的に効力を持たなかったという事情があったためと思われる。例えば、女性たちが中心となって行っていた農耕に係わる問題について話し合う際に、女性の意見は男性の意見以上に重要であった。また、戦争といった男性の仕事について話し合う場合でも、話が捕虜の処分に及んだ際には、それが女性の領域である以上、女性たちの意見を聞かないわけにはいかなかった。

もともとチェロキー族の政治では、コンセンサスの形成を非常に重視するという傾向が見られた。これは、チェロキー族の社会が男性と女性という区分以外にも、神官と戦士、長老と若者というように様々に二極分化しており、この異なるもの同士の利害を調整して、対立のない調和のとれた状態をつくりあげることが、政治の主な役割と理解されていたのである。それゆえ男性の、特に族長たちには、他者の意見に辛抱強く耳を傾け、上手にコンセンサスをつくり上げていくことが求められていた。その一方で女性たちにも、評議会に参加して、自らの意思を表明することによって、男性たちによるコンセンサスづくりに協力することが求められていたのである。<sup>(22)</sup>

## 2. 「文明化」した女性の地位と役割

さて、前章において論じてきたようなチェロキー族の伝統的な女性の地位と役割が、18世紀末から19世紀初期にかけて急速に展開された「文明化」の中でどのように変化していくのか、ここでは1808年から29年にかけてチェロキー族が制定した法律をもとに検討を加えていきたい。この20年ほどの期間は、ミシシッピ川以西へ強制移住させられる以前におけるチ

エロキー族の「文明化」がクライマックスに達した時期にあたり、部族の政治、経済、社会の仕組みを改革する試みが次々と実行されていた。例えば、伝統的に集落単位で行われていた政治が中央集権化され、憲法によって規定された部族政府が樹立されたのもこの時期であったし、狩場の縮小や獲物の減少で衰退した狩猟に代わって、家畜や新しい農機具の導入によって農耕が生業の中心となったのもこの時期であった。また、本来文字を持たなかつたチエロキー族が独自の文字を発明し、英語とチエロキー語を併記した新聞(図2参照)の発行を始めたのもこの時期であったし、プロテスタンントの宣教師たちに布教活動を許可して、彼らが運営する学校が設立されたのもこの時期であった。以上のように多方面にわたつて展開された「文明化」について、ここで詳しく述べる余裕はないが、この急激な白人文化の受容が、チエロキー族の女性にも大きな影響を与えていたことは想像に難くない。<sup>(23)</sup>

さて、1852年に部族が発行した法令集によると、チエロキー族は、1808年9月に最初の成文法を制定してから強制移住以前としては最後の立法を1829年11月に行うまでの21年間に、チエロキー・ネイション憲法(the Constitution of the Cherokee Nation)をはじめ200余りの法律を制定している。このうち女性の問題に直接、或いは間接的に関係すると思われる法律は、筆者が調べた限り16ほどあった。以下それらの法律を材料にしながら、伝統的な女性の地位や役割が「文明化」の進行によって、どのように変えられようとしていたのか検証してみたい。<sup>(24)</sup>

### (1) 相続権、財産権

まず1808年9月に制定された最初の法律であるが、これは個人の財産を守ることを目的に制定されたもので、具体的には、窃盗の取締りと警察組織の設立、そして遺産の相続権に関する規定から成っていた。その中で女性については、妻が夫の遺産を相続する権利(widow's share)を認めるという規定が含まれていた。この規定は、おそらく同時代の白人社会で認められていた寡婦産権(dower)を模倣したものであったが、女性にも財産権があるとしている点から見ればチエロキー族の伝統を継承するものだったとも言える。しかし、妻が異なる氏族に属する夫の遺産を相続できるとしている点については、明らかに伝統を覆すものであった。もともとチエロキー族において遺産は、死者と同じ氏族に属する者、つまり母系の親族が相続することになっていた。ところがこの法律は、妻だけなく、やはり父親とは氏族が異なる子供にも父親の遺産を相続する権利があると定めており、母系制に基づく伝統的な相続を、父系制に基づく相続に改めようとしたものであったことは間違いない。ただし、この法律で設立された警察組織には、窃盗の取り締まりだけでなく、寡婦と遺児の遺産相続権を保護する任務も与えられていた。このことは、新しい父系制に基づく相続の仕方に反対、もししくは抵抗する人々がいたことを暗示している。<sup>(25)</sup>

結局のところ、この法律の制定のみで伝統的な相続の慣習を変更することには無理があつたようで、1817年5月に制定された法律では、あらためて母系の親族が遺産を相続することの



正当性が確認された。それにもかかわらず、1825年11月に制定された法律では、既婚女性が残した遺産は母系の親族であるその女性の子供だけでなく、母系の親族ではないその女性の夫にも相続権があると再度規定し直されるなど、その後も相続の仕方について基準の混乱が続いた。つまり母系制に基づく相続のみを維持することも、完全に父系制に基づく相続に転換することもできなかったということが実態のようである。<sup>(26)</sup>

以上のように、相続の仕方をめぐっては混乱が見られたものの、女性にも相続権があるという点についてチエロキー族の伝統は揺るがなかった。1828年11月に制定された法律は、遺産相続の手続きを細かく定めるものであったが、その中で女性は男性と同様に、成人に達すれば正式な相続人になれるとして規定されていた。前の章で述べた通り、伝統的にチエロキー族の女性は財産権を有しており、「文明化」によってその点に変更がなければ、相続権もまた認められるのは当然のことだった。<sup>(27)</sup>

ではその女性の財産権について、チエロキー族の法律はどのように定めていたのであろうか。この点については、1819年11月と1829年11月に制定されたチエロキー族の女性の婚姻に関する法律が参考になる。この二つの法律は、当時増加しつつあった白人の男性とチエロキー族の女性の婚姻を統制する目的で定められたものであったが、その中でチエロキー族の女性の財産について、婚姻が成立した後も妻の同意なしに夫が勝手に処分することはできないと明確に規定されていた。特に1829年の法律の条文では、既婚女性に財産権を認めることは「この国において長きにわたって確認されてきた慣習であった」と明言されており、そのことに変更がないことが強調されていた。このことは、チエロキー族の女性が「文明化」という変化を経験してもなお個人的な財産を持ち続けていたこと、そして経済的に男性から独立した存在として認められていたことを示している。<sup>(28)</sup> これは同時代の白人の既婚女性が財産権を認められておらず、夫によって経済的に支配されていたことと比較すると、大きな違いである。<sup>(29)</sup>

## (2) 婚姻、性的な自由、出産

さて次に、婚姻の形態についてであるが、やはり1819年11月に制定された白人の男性との婚姻に関する法律が、伝統的な慣習の変更を示唆していた。チエロキー族はこの法律の中で、チエロキー族の女性を妻とする白人の男性は、一人以上の妻を持ってはならないと規定していたが、同時に「その他全ての人々もこれからは妻は一人だけであることが望ましい」と付記して、チエロキー族の男性にも一夫多妻をやめるよう勧告していた。さらに1825年11月に制定された法律では、この婉曲な言いまわしを修正して、「今後はいかなる人も複数の妻を持ってはならない」と明確に一夫多妻の禁止を打ち出すまでにいたった。伝統的には一夫多妻制を問題視していなかったチエロキー族がこのような法律を制定した背景には、宣教師の影響や、周囲の白人社会の目があったものと思われる。「文明化」したインディアンの妻は一人でなければならなかつたのである。はたして、このような変更に、どの程度チエロキー族の

女性の意向が反映されていたのかについては分からぬ。<sup>(30)</sup>

一方婚姻の解消についても、1819年11月に制定された法律には興味深い規定が含まれていた。前述の通りこの法律は白人の男性とチェロキー族の女性の婚姻について定めたものであったが、離婚に関して、正当な理由がなく白人の男性が婚姻を解消した場合には、夫の財産を差し押さえ、部族政府が命じる手当を妻に支払わせると規定していた。このような規定が必要であったということは、チェロキー族の妻を一方的に遺棄する白人の夫がかなりいたことを暗示している。しかしながら、チェロキー族の女性は、本来経済的に自立していたはずであった。それが離婚に際し、手当の支給を求めていたということならば、「文明化」した結果、彼女たちの経済力が低下していたということなのかもしれない。或いは、前述の通り、同じ1819年11月の法律が妻の財産権についても改めて確認していることから考えて、白人の夫がチェロキー族の妻の財産を勝手に処分してしまう事態がしばしば起こっており、そのため白人の妻になったチェロキー族の女性が困窮していたということかもしれない。当時の白人男性にとって、妻の財産は、自分の財産であった。<sup>(31)</sup>

この法律は、チェロキー族同士の婚姻について定めたものではなかったので、チェロキー族の女性が婚姻一般に関して、どの程度「文明化」する以前と変わらない権利を享受していたのか明確には分からぬが、それでも離婚手当について規定していた点は、注目に値する。同時代の白人社会において、離婚に際し夫が妻へ手当を支給する制度は、離婚そのものに対する批判もあり、まだ充分に確立されていなかった。<sup>(32)</sup> それと比較した場合、チェロキー族は、女性の財産権を守るという観点からか、白人社会より離婚した女性の福祉に手厚かったと言える。また、このような離婚した女性への配慮が定められていたということは、「文明化」してもなお、離婚そのものについて寛容であったチェロキー族の伝統が維持されていたということかもしれない。

さて結婚や離婚に関して法律の条文はこれ以上のこと教えてくれないが、伝統的に男性と同じように認められていたはずの女性の性的な自由については、1825年11月に制定された女性に対する性的暴力を罰する法律が参考になる。この法律は、「女性の意思に反して、無理やり純潔(chastity)を奪い、虐待し、また強姦して、地方及び巡回裁判所の判事に有罪を宣告された者は、・・・の刑に処する」という条文から成っていたが、特に注目できる点は、文中で「純潔」という言葉が使われていたことである。伝統的に婚前交渉や時には婚外交渉さえも認められていたチェロキー族の女性に、もともと「純潔」という概念があったとは考えにくい。しかし、このような言葉が使われるようになったということは、実際に「純潔」が守られていたかどうかはともかく、チェロキー族の社会が、以前ほど女性の性的な自由に寛容でなくなった可能性を示している。やはり「文明化」したインディアンの女性は、「純潔」でなければならなかつたということであろうか。<sup>(33)</sup>

一方、従来男性は干渉できないとされ、女性の決定権が尊重されきたはずの出産という領域についても、「文明化」の過程で伝統の変更が行われたことを法律は示している。1826年

10月に制定された法律は、「妊娠した子供を殺し裁判所に有罪を宣告された女性は、50回の鞭打ちの刑とする」と規定していた。前の章で述べた通り、伝統的にチェロキー族の女性は、自分が生む子供に対する生殺の権限を持っていた。しかし白人文化の受容によって、特にキリスト教の影響によると思われるが、理由の如何に関わらず、妊娠した子供は必ず生まなくてはならないとされたのである。ただし、1826年という段階においてもこのような法律を制定しなければならなかったということは、逆に「文明化」がかなり進行していたはずの時期になっても、墮胎や嬰児殺しが行われていた可能性を示している。<sup>(34)</sup>

### (3) 母系制、氏族制

それでは次に、伝統的にチェロキー族の社会をまとめ上げてきた母系の氏族の機能について、新しい法律がどのように規定し直していたのか、或いはそのことによって、従来非常に重要だったチェロキー族の母親の役割が、どのように変えられようとしていたのかについて検討してみたい。

すでに遺産相続の仕方をめぐって、母系親族による相続の伝統が揺らぎ始めたことは述べた。これは直ちに母系制の終焉を意味するほどのものではなかったが、やはり「文明化」の進展で、母系制という白人のものとは異なる親族制度を、ある程度変更せざるを得なくなっていたことは、法律を見る限り明らかである。特に母系制という伝統を背景に、母親の資格に基づいて認められてきた部族民としての資格は、新たに以下のように規定し直された。

まず、前述の白人男性との婚姻について定めた1819年11月の法律は、正当な手続きによってチェロキー族の女性を妻に迎えた白人男性には、その婚姻が継続している期間に限りチェロキー・ネイションの市民権を付与すると規定していた。同種の規定は、1829年10月に制定された法律にもあり、こちらでは、チェロキー市民(Cherokee citizen)と結婚した白人の男性または女性は、チェロキー市民との間に子供がいない場合、チェロキー市民の配偶者が死亡した時点で、彼または彼女に結婚によって付与された市民権を喪失する。ただし、子供がいる場合には、その人が独身のままでいるか、他のチェロキー市民と再婚すれば、市民権を維持することができると規定していた。これは、チェロキー族の構成員となるためには、いずれかの氏族に属していないければならず、そのためには母親がチェロキー族でなければならないという、母系制に基づいた伝統的な資格認定に、重大な変更が加えられたことを示している。つまり、チェロキー族の母親を持たない白人であっても、チェロキー族(後者の法律ではチェロキー市民)と結婚すれば、市民権(チェロキー族の構成員としての資格)を得られるようになったということである。<sup>(35)</sup>

さらに1825年11月に制定された法律は、チェロキー族の夫と白人の妻の間に生まれた子供にも、母親からチェロキー族の血統を受け継いだ市民と同等の特権を付与すると規定していた。この法律が目的としていたことは、母親のみならず父親の出自もチェロキー族としての資格認定の基準として認めるようにするということであった。これは、母系氏族や母親たち

がそれまで担ってきた社会的役割を奪ってしまうことを意味しており、伝統的なチェロキー族の親族制度を崩しかねない大きな変更であった。<sup>(36)</sup>

母系の氏族が担ってきた社会的役割を奪うという点では、1810年4月と1828年11月に制定された殺人に対する報復を禁じる法律も重要である。前の章で述べたように、殺人に対する報復は、本来被害者が属する氏族の責任とされており、被害者と同じ氏族、つまり母親を通してつながっている親族が加害者に報復しない限り、被害者の魂は安らげないと信じられていた。しかし1810年4月に制定された法律は、加害者に対し、いかなる命の代償も被害者が属する氏族は求めてはならないと規定していたし、1828年11月に制定された法律は、殺人犯に対する処罰は部族警察の権限であると明確に規定していた。このような規定もまた、母系の氏族の、ひいてはそれを社会集団として結びつけてきた母親たちの社会的重要性を低下させるものであった。<sup>(37)</sup>

#### (4) 参政権

さて最後に、チェロキー族の女性の政治的影響力が「文明化」することによってどのように変化したのか検討してみたい。前の章で述べたとおり、伝統的にチェロキー族の女性は、集落の評議会に参加することを通して集団的な意思決定に関与してきており、社会的地位の高さに裏打ちされた彼女たちの政治的影響力はかなり強いものだった。特に討議される問題が女性の領域に含まれるものであった場合など、彼女たちの意見は決定的できえた。そうであったにもかかわらず、政治の「文明化」を目指して制定された法律には、女性の政治的役割について触れた部分が全くないばかりか、条文を見る限り、女性の政治参加を否定さえしていた。

例えば、1826年10月に制定された憲法制定会議の招集と、それに出席する代議員の選挙について定めた法律は、選挙権は成人男性の自由市民に限られると明記していた。ここで言う自由市民とは、当時チェロキー・ネイション内に1000人ほどいた黒人奴隸<sup>(38)</sup>を除く、チェロキー・ネイションの市民権を有するチェロキー族と白人という意味であるが、女性は自由市民であっても黒人奴隸と同様に選挙権はないものとされたのである。選挙権がなければ当然被選挙権があるはずもなく、憲法制定会議代議員選挙の候補者に指名された人々は、全て男性であった。<sup>(39)</sup>

さらに、上記の選挙の結果発足した憲法制定会議が翌1827年7月に採択したチェロキー・ネイション憲法においても、女性の参政権は、はっきりと否定されていた。憲法第3条第4節は、部族評議会の議員となる資格はチェロキー族の25歳以上の男性自由市民に限られると定めていたし、第3条第7節は、あらゆる公の選挙における選挙権は18歳以上の男性自由市民に限られると定めていた。また、憲法の規定により行政機関として設けられた大族長(Principal Chief)及び副大族長(Assistant Principal Chief)職についても、第4条第2節及び第3節において、その資格は35歳以上の生まれながらの市民に限られると定めていた。条文中に、あえて

資格を男性に限ると明記してはいないものの、第4条の他の節で大族長や副大族長に言及する場合、「彼」("he")或いは「彼の」("his")という代名詞が使用されていたことから、資格が男性に限られていたことは明らかである。さらに、第4条第18節は、大族長に助言する三人の顧問(Counsellors)を部族評議会は選出できると定めていたが、この顧問たちもまた男性と決められていた。<sup>(40)</sup>

さてそれでは、なぜチェロキー族は女性の参政権を否定したのであろうか。その第一の理由として考えられることは、もともと政治が性役割の上で男性の仕事とされていたことである。伝統的に族長などの政治的要職に女性が就くことはなかった。それゆえ、被選挙権を女性に与えないということは、特に不自然なことではなかったように思われる。そして第二の理由としては、チェロキー族が法律を制定しながら政治を「文明化」した究極の目的が、中央集権化された部族政府を樹立することにあったということ、さらにその部族政府を使って、白人との交渉を円滑に進めようとしていたことがあるように思われる。

前の章で述べた通り、伝統的なチェロキー族の政治は、各地に分散していた集落単位で独自に行うという非常に分権的なものだった。その一方で、部族全体で話し合わなければならぬような問題が持ち上がった場合には、各集落の代表を招集し、臨時の部族評議会を開催してその処理にあたっていた。ところが、18世紀を通じて白人との接触が交易や戦争などによって拡大していくと、部族を代表して部族評議会が白人と交渉しなければならない機会が増えていき、本来臨時であった部族評議会が次第に常設化されるようになっていった。そして19世紀に入り「文明化」が進行する中で、法律の制定によって部族評議会の役割と権限があらためて規定し直され、最後に憲法が制定されることによって、部族評議会を中心とした部族政府が正式に樹立されたのである。<sup>(41)</sup>

一方チェロキー族の女性は、伝統的に集落の評議会に出席して発言することが認められていたが、それは主として集落内部の、特に女性に関わる問題を話し合う場合においてであった。これに対し、交易や戦争といった外部の世界と関わる問題の処理は、性役割の上で本来男性の仕事とされていた。それゆえチェロキー族は、外部との交渉を主な任務とする部族評議会が開催される際、そこへ女性の代表を送る必要性を認めず、また基本的に部族評議会の任務を引き継ぐために政治の「文明化」によって樹立した部族政府にも、女性を参加させる必要性を感じなかつたのではないだろうか。

しかし、疑問はまだ残る。女性の被選挙権を否定することは上記の理由からある程度は納得できるが、本来集落の評議会において発言することを許されていた女性から、選挙権まで奪ってしまうとはどういうことであろうか。その理由は、おそらく、同時代の白人社会が女性に参政権を一切認めていなかったことと関係していると思われる。「文明化」がすなわち白人化を意味するならば、「文明化」したインディアンであるチェロキー族が、女性の参政権を認めるわけにはいかなかつたということではないだろうか。

ただし、伝統的に集落単位の政治において政治的影響力を行使し得た女性たちが、国政へ

の影響力を全く行使し得えなかったのかと言えば、そうでもなさそうである。少なくとも1821年頃まで、女性たちは女性だけの評議会を別に開催して請願書を作成し、男性だけで構成される部族評議会に族長たちの母親という立場からそれを送り、自らの意思を表明していたことが史料によって知られている。そのようなやり方がいつまで継続できたのか分からぬが、女性が政治的影響力を行使する伝統が、政治の「文明化」が進行し中央集権化が進む中でも、完全に消えてはいなかつたことを示している。<sup>(42)</sup>

さて、個々の法律の検討はこのくらいで終えようと思うが、今回チエロキー族が制定した法律をあらためて検討し直した際に、参政権を男性に限るという問題と関係があるのでないかと思われる法律の存在に気がついたので、少し付け加えておきたい。それは1820年10月に制定された法律で、年50セントの人頭税の支払いを、各世帯主及び60歳以下の男性に求める内容のものだった。もちろんこの法律が言う世帯主(a head of family)に、女性が含まれる場合もあったであろうが、男性に関しては、等しく全ての人に課税することになっていた。このことから、人頭税の支払いを参政権の条件としようとしていた可能性があると感じられてならない。<sup>(43)</sup>

しかし現実には、当時のチエロキー族において人頭税の支払いは滞っていたようで、その後何回も人頭税の徴収を一時見合わせる内容の法律が制定されていた。<sup>(44)</sup> そのことから判断すると、人頭税の支払いを参政権の条件にしようとした試みがあったとしても、うまくいかなかつたことは明らかである。ただし、この税という問題を使って市民を区別し、それが持つ市民権の範囲に差をつけるという考え方は、19世紀初めの白人社会では普通のことであった。実際に同時代の白人社会では男子普通選挙が普及しつつあったものの、まだ参政権に財産上の資格制限を設けたり、一定の税の支払いを条件としている州も残っていた。<sup>(45)</sup> チエロキー族が白人社会のこのようなやり方を参考にして、女性の参政権を否定しようと試みていたとしても不思議ではない。この問題については、さらに検討が必要であろう。

## おわりに

以上、19世紀の初期にチエロキー族が「文明化」することを目的に制定した法律がチエロキー族の女性の地位や役割をどのように変えようとしたものであったのか検討してきたが、その結果以下のような点が明らかになった。

まず、一連の法律が伝統的な慣習や社会制度を大幅に変更しようとする意図を持って制定されたことは明らかで、それらの法律がその条文通りに施行されていたならば、ティラーコールバートが主張したように、伝統的に女性が享受してきた特権のかなりの部分が失われたことは間違いない。例えば参政権はその最たるもので、本来集落の評議会に参加することを通してかなりの政治的影響力を行使していた女性たちは、新しい法律の制定によって、国政に参加する機会を失ってしまった。参政権に関して言えば、チエロキー族の女性は間違いな

く「文明化」、つまりは白人女性化したと言える。

さらに、相続権や部族民の資格認定の問題をめぐって行われた母系制という伝統的な親族制度を父系制に転換する試みも、女性たちの、特に母親たちの重要性を低下させるものであった。本来チエロキー族において母親は家族の中心であったのに対し、「文明化」したチエロキー族においては、父親が家族の中心でなければならなかったのである。しかしこの転換の試みは、必ずしも円滑に行われたわけではなく、相続権に関する法律で見られたように、古いやり方と新しいやり方の両方が承認されるという混乱があった。このような混乱は、マクローフリンが指摘した通りである。ただしその結果、古いやり方が新しいやり方に完全に取って代わられたかと言えば、そうではなかった。それは女性の財産権が、「文明化」してもなお承認され続けていたことからも分かる。古いやり方の変更に対する抵抗は、それなりに強かったと言える。

さてそれでは19世紀初めのチエロキー族の女性は、どの程度にまで「文明化」していたのであろうか。その答えを、チエロキー族が制定した法律の条文のみから判断することは容易ではない。なぜなら、それらの法律が実際にどこまで機能していたのか、また人種的に、民族的に、或いは階層的に多様であった当時のチエロキー族の女性の、いったいどの範囲にまでその効力が及んでいたのか、条文そのものは教えてくれないからである。

19世紀初めのチエロキー族の社会は、大変複雑なものであった。合衆国政府が1835年にチエロキー・ネイションを対象に行った国勢調査によると、総人口18,335人のうちチエロキー族は16,542人(全体の約90%)で、残りはチエロキー族と結婚した白人201人(同1%)と黒人奴隸約1,592人(同9%)であった。またこの16,542人のチエロキー族のうち、純血の部族民は12,776人(同77%)であったのに対し混血の部族民は2,860人(同17%)で、残りは純血、混血の区別が不明な者であった。<sup>(46)</sup>

ここで言う混血の部族民とは、ほとんどの場合白人との混血で、一般的に言って部族の中で最も白人文化を受容した人々であった。彼らは白人の慣習や社会制度に精通していたことから経済的に成功し、なかには多数の黒人奴隸を使用するプランテーションの経営を行う者まで現れていた。また、積極的に「文明化」を唱導することを通して、部族の政治に強い影響力を持つよりもなり、実際のところチエロキー族が部族評議会において制定した法律の多くが、これらの混血を主体とする富裕層の経済的利害を反映する内容のものだった。<sup>(47)</sup> それゆえパーデューが、この積極的に白人文化を受容し、そのことから利益を得ていたエリート階層に属していた女性たちこそ、最も白人女性化し、結果として最も社会的地位が低下した人々であったと論じたのもうなづける。

しかし当時のチエロキー族の社会には、上記のような少数の「文明化」した女性たちの他に、物質的には豊かでないものの、伝統文化に愛着を持つ、純血を主体とした多数の女性たちが存在していた。当然のことながら、この多数派の女性たちをぬきにして、チエロキー族の女性における「文明化」を論じることはできない。今回使用した法律という史料は、最も

積極的に白人文化を受容した人々の意思を反映するものであったため、そこから彼女たちの意思を読み取ることは楽な作業ではなかったが、それでも、制定された法律の中に伝統的な慣習を継承する内容のものが含まれていたということを確認できたことの意味は大きい。なぜなら、そのような法律は、急速に「文明化」が進展したという評判とは裏腹に、依然として白人文化の受容を良しとしない女性たちがいたこと、そして積極的に「文明化」した人々も、彼女たちの意思をある程度は尊重せざるを得なかったことを示しているからである。つまり、チェロキー族の女性にとっての「文明化」とは、単に一方的な白人文化の受容と、その結果として起こった社会的地位の低下のみを意味していたのではなく、それと同時に、急激な白人文化の流入の中でも伝統文化を維持し、可能な限り自らの社会的地位を保全しようとした試みをも意味していたのである。

## 註

- (1) 近年日本においても、「インディアン」という誤解に基づく呼称に代わって、アメリカ先住民(Native American)という呼称が普及してきているが、この呼称は、合衆国本土の先住民ばかりでなく、アラスカ先住民、ハワイ先住民などにも用いられるものである。従って本稿においては、意味を明確にするため、「インディアン」を使用する。
- (2) 人種主義を排し、厳密さを求める観点からは、「ヨーロッパ人」或いは「ヨーロッパ系アメリカ人」とすべきであろうが、「インディアン」という呼称と対比させて叙述する際には、依然として「白人」というより柔軟な呼称が有効な場合もあるので、本稿においては使用する。
- (3) 本稿において使用する「文明化」という用語は、ヨーロッパ系の文化を積極的に受容することが即ち文明化であるという、ヨーロッパ文化を絶対視する、本稿で取り扱う時代の価値観を反映したものであって、筆者のそれに基づくものではない。
- (4) 拙稿「強制移住政策下のチェロキー族一大族長ジョン・ロスのリーダーシップをめぐってー」(『史苑』50巻1号 1990年)85—109頁、同「チェロキー族における部族政府の組織化—18世紀の初頭から1820年代までー」『法政史学』49号(1997年)31—57頁、同「寡頭制か民主制か—強制移住以前のチェロキー族の政治体制に関する評価をめぐってー」(『法政史学』50号 1998年)104—139頁。
- (5) Mary E. Young, "Women, Civilization, and the Indian Question," in Mabel C. Deutrich and Virginia C. Purdy, eds., *Clio Was a Woman: Studies in the History of American Women* (Howard University Press, 1980), pp.98—110; William G. McLoughlin, *Cherokee Renascence in the New Republic* (Princeton University Press, 1986), chapter 16; Alice Taylor-Colbert, "Cherokee Women and Cultural Change," in Christie Ann Farnham ed., *Women of the American South: A Multicultural Reader* (New York University Press, 1997), pp.43—55; Theda Perdue, "Women, Men and American Indian Policy: the Cherokee Response to 'Civilization,'" in Nancy Shoemaker ed., *Negotiators of Change: Historical Perspectives on Native American Women* (Routledge, 1995), pp. 90—114; idem, *Cherokee Women: Gender and Culture Change, 1700—1835* (University of Nebraska Press, 1998).ただしパーデューも、以前は、「文明化」によって白人社会の女性観がチェロキー族にも

受け入れられ、チェロキー族の女性の地位が低下したと論じていた。Theda Perdue, "Southern Indians and the Cult of True Woomanhood," in Walter J. Fraser, Jr., R. Frank Saunders, Jr., and Jon L. Wakelyn eds., *The Web of Southern Social Relations: Women, Family, and Education* (University of Georgia Press, 1985), pp.35-51を参照。

- (6) インディアンに対する白人の偏見については、Robert F. Berkhofer, Jr., *The White Man's Indian: Images of the American Indian from Columbus to the Present* (Alfred A. Knopf, 1978)が詳しい。
- (7) Perdue, *Cherokee Women*, pp.3-6; idem, "Writing the Ethnohistory of Native Women," in Donald L. Fixico ed., *Rethinking American Indian History* (University of New Mexico Press, 1997), pp.73-86; idem, "Native Women in the Early Republic: Old World Perceptions, New World Realities," in Frederick E. Hoxie, Ronald Hoffman, and Peter J. Albert eds., *Native Americans and the Early Republic* (University Press of Virginia, 1999), pp.85-122.また、インディアン女性に対する白人の偏見については、Rayna Green, *Women in American Indian Society* (Chelsea House Publishers, 1992), chapter 1; 坂本ひとみ「アメリカ先住民史における女性たち」渡辺和子編『アメリカ研究とジェンダー』(世界思想社、1997年)66-82頁；サラ・M・エヴァンズ、小檜山ルイ、竹俣初美、矢口祐人訳『アメリカの女性の歴史－自由のために生まれて－』(明石書店、1997年)40-43頁などを参照。なお、最近のインディアン女性史についての文献案内としては、Deborah Welch, "American Indian Women: Reaching Beyond the Myth," in Colin G. Calloway ed., *New Direction in American Indian History* (University of Oklahoma Press, 1988), pp.31-48; "Bibliography," *Journal of Women's History*, 4 (1993) pp.235-240などを参照。
- (8) インディアン史研究における人類学との協力の必要性およびエスノヒストリーについては、さしあたり Wilcomb E. Washburn, "The Writing of American Indian History: A Status Report," *Pacific Historical Review*, 40 (1971); James Axtell, "Ethnohistory: An Historians' Viewpoint," *Ethnohistory*, 26 (1979); Francis Jennings, "A Growing Partnership: Historians, Anthropologists, and American Indian," *Ethnohistory*, 29 (1982)などを参照。
- (9) 史料のヨーロッパ中心主義的な偏向を批判する必要があると同時に、筆者自身が男性であるため、筆者の女性観をも対象化した上で史料批判を行う必要がある。ただしそれができるならば、男性であるからといって女性史を研究することに、ためらいを持つべきではない。このような見解については、Stephen H. Norwood, "Men Doing Women's History: What's the Difference?" *Journal of Women's History*, 8 (1996) pp.146-150を参照。
- (10) John P. Reid, *A Law of Blood: Primitive Law of the Cherokee Nation* (New York University Press, 1970), pp.35-41; Charles Hudson, *The Southeastern Indians* (University of Tennessee Press, 1976), pp.185-196; Taylor-Colbert, *op. cit.*, p.45; Perdue, *Cherokee Women*, pp.41-42.
- (11) J. P. Evans, "Sketches of Cherokee Characteristics," *Journal of Cherokee Studies*, 4 (1979) p. 10; Richard A. Sattler, "Women's Status among the Muskogee and Cherokee," in Laura F. Klein and Lillian A. Ackerman ed., *Women and Power in Native North America* (University of Oklahoma Press, 1995), p.227; Reid, *op. cit.*, pp.42, 118-120; Hudson, *op. cit.*, pp.196-200; Taylor-Colbert, *op. cit.*, p.45-46; Perdue, *Cherokee Women*, pp.24, 43-45.
- (12) Sattler, *op. cit.*, pp.222-224; Reid, *op. cit.*, pp.117-118, 123, 140; Hudson, *op. cit.*, pp.200-201, 268, 312-313; Taylor-Colbert, *op. cit.*, p.46; Perdue, *Cherokee Women*, pp.24, 44-45.

- (13) William C. Sturtevant ed., "Louis-Philippe on Cherokee Architecture and Clothing in 1797," *Journal of Cherokee Studies*, 3 (1978) p. 199; James Adair, *The History of the American Indians* (Jhonson Reprint, 1968), pp.143-146; Sattler, *op. cit.*, p.222; Reid, *op. cit.*, pp.69-70, 115-117; Hudson, *op. cit.*, p.201; Taylor-Colbert, *op. cit.*, p.47; Perdue, *Cherokee Women*, pp.56-57.
- (14) Hudson, *op. cit.*, chapter 3; Perdue, *Cherokee Women*, pp.14, 17.
- (15) ボール・ゲームは、スティック・ゲーム(stick game)とも呼ばれ、合衆国南東部及び北東部に居住していたインディアン諸部族において広く行われていた、政治、宗教、娯楽などの要素を持つ、現在のラクロスのもとになった競技。チエロキー族のボール・ゲームは、先端に籠が付いた棒を両手に持ち、敵味方に分かれて鹿皮で作られたボールを奪い合い、ゴールに入れるという形式のもので、けが人が多数出る非常に危険な競技であったが、良い選手であるという評判は、男性にとって誇りでもあった。Thomas Vennum, Jr., "Lacrosse," in Frederick E. Hoxie ed., *Encyclopedia of North American Indians* (Houghton Mifflin Co., 1996), pp.323-324及びHudson, *op. cit.*, pp.408-421を参照。
- (16) Gary C. Goodwin, *Cherokees in Transition: A Study of Changing Culture and Environment Prior to 1775* (Department of Geography, University of Chicago, 1977), 51-61, 125-131; Sattler, *op. cit.*, p.223; Hudson, *op. cit.*, pp.260-269; Young, *op. cit.*, p.101; Taylor-Colbert, *op. cit.*, pp.46-47, 50; Perdue, *Cherokee Women*, pp.17-27, 53-54.
- (17) Reid, *op. cit.*, pp.39, 76-84; Hudson, *op. cit.*, pp.230-232, 321-322; Taylor-Colbert, *op. cit.*, p.47; Perdue, *Cherokee Women*, pp.30-33, 49-52.
- (18) 本稿においては、“chiefs”の訳語に「族長」を使用するが、この呼称は、必ずしも部族を代表する唯一の指導者を指すものではない。インディアンの指導者に対して“chief”という呼称が用いられる場合、それは部族内の有力者一般に対する呼称であることの方が多い。チエロキー族の場合も同様に、複数の有力者たちに対し“chief”という呼称が用いられていた。
- (19) 18世紀中にチエロキー族と接触した白人が族長として記録にとどめた人物たちは、例外なく男性だった。例えば、1730年にイギリス国王の名代と偽ってチエロキー族を訪れたアレグザンダー・カミング(Alexander Cumming)に面会するため集まってきた族長たちも、全て男性だった。William O. Steel, *The Cherokee Crown of Tennessee* (John F. Blair, Publisher, 1977)を参照。
- (20) Adair, *op. cit.*, pp.145-146.
- (21) Russell Thornton, *The Cherokees: A Population History* (University of Nebraska Press, 1990), pp. 21-30; Fred Gearing, "Priests and Warriors: Social Structures for Cherokee Politics in the 18th Century," *American Anthropological Association Memoir* 93 (1962) pp.3, 5; V. Richard Persico, Jr., "Early Nineteenth Century Cherokee Political Organization," in Duane H. King ed., *The Cherokee Nation: A Troubled History*, p.93; Goodwin, *op. cit.*, 36-48, 153-156; Sattler, *op. cit.*, p.222; Reid, *op. cit.*, pp.30, 68-69; Hudson, *op. cit.*, pp.237-238; Young, *op. cit.*, pp.101, 106; Taylor-Colbert, *op. cit.*, p.48; Perdue, *Cherokee Women*, pp.55-56, 144, 156-157, and p.228 n.40.
- (22) Fred Gearing, "Rise of the Cherokee State as an Instance as a Class: The 'Mesopotamian' Career to Statehood," *Smithsonian Institution, Bureau of American Ethnology, Bulletin*, 180 (1961) pp.128-129; idem, "Priests and Warriors," pp.33-42; Adair, *op. cit.*, p.428; Persico, Jr., *op. cit.*, p.94; Reid, *op. cit.*, p.30; Taylor-Colbert, *op. cit.*, p.48, 50; Perdue, *Cherokee Women*, pp.53-56.
- (23) チエロキー族の「文明化」については、多くの先行研究がある。本論で触れることができないので、

ここで主だったものを紹介しておく。まず「文明化」一般については、McLoughlin, *op. cit.*以外に idem., *The Cherokee Ghost Dance* (Mercer University Press, 1984); Mary Young, "The Cherokee Nation: Mirror of the Republic," *American Quarterly*, 33 (1981) pp.502-524などがある。個別のテーマについては、さしあたり次のような研究が参考になる。「文明化」の統計学的研究としては、William G. McLoughlin and Walter H. Conser, Jr., "The Cherokees in Transition: A Statistical Analysis of the Federal Cherokee Census of 1835," *Journal of American History*, 64 (1977) pp.678-703がある。政治の中央集権化については、Persico, Jr., *op. cit.*以外に、Perdue, "Traditionalism in the Cherokee Nation: Resistance to the Constitution of 1827," *Georgia Historical Quarterly*, 66 (1982) pp.159-170; idem, "The Conflict Within: The Cherokee Power Structure and Removal," *Georgia Historical Quarterly*, 73 (1989) pp.467-491; Duane Champagne, *Social Order and Political Change: Constitutional Governments among the Cherokee, the Choctaw, the Chickasaw, and the Creek* (Stanford University Press, 1992)などがある。農業の発展については、David M. Wishart, "Evidence of Surplus Production in the Cherokee Nation Prior to Removal," *Journal of Economic History*, 55 (1995) pp.120-138を、また黒人奴隸制の発展については、R. Halliburton, Jr., *Red over Black: Black Slavery among the Cherokee Indians* (Greenwood Press, 1977); Theda Perdue, *Slavery and the Evolution of Cherokee Society, 1540-1866* (University of Tennessee Press, 1979); Katja May, *African Americans and Native Americans in the Creek and Cherokee Nations, 1830s to 1920s: Collision and Collusion* (Garland Publishing Inc., 1996)などを参照。チエロキー文字については、Willard Walker and James Sarbaugh, "The Early History of the Cherokee Syllabry," *Ethnohistory*, 40 (1993) pp.70-94を、またチエロキー文字を使った週刊新聞『チエロキー・フェニックス』については、Sam G. Riley, "The Cherokee Phoenix: The Short Unhappy Life of the First American Indian Newspaper," *Journalism Quarterly*, 53 (1976) pp.666-671; Theda Perdue, "Rising from the Ashes: The Cherokee Phoenix as an Ethnohistorical Source," *Ethnohistory*, 24 (1977) pp. 207-218などがある。宣教師の活動については、William G. McLoughlin, *Cherokees and Missionaries, 1789-1839* (Yale University Press, 1984); idem., *The Cherokees and Christianity, 1794-1870: Essays on Acculturation and Cultural Persistence* (University of Georgia Press, 1994)が詳しく、また法治主義の発展については、Rennard Strickland, *Fire and Spirits: Cherokee Law from Clan to Court* (University of Oklahoma Press, 1975)が包括的である。

- (24) 1808年にチエロキー族が初めての成文法を制定したことは確かであるが、1829年にチエロキー族がインディアン・テリトリー(現オクラホマ州及びカンザス州)へ強制移住させられる以前としては最後の法律を制定したという点については、史料から判断した。1830年から強制移住が開始された38年にかけての期間は、周辺諸州や合衆国政府の移住を迫る圧力が非常に高まった時期であり、部族評議会の開催もしばしば妨害されていた。このため部族政府による正式な立法が行えない状態にあったのか、今回参照した部族発行の法令集に、この時期の法律は全く掲載されていない。*Laws of Cherokee Nation: Adopted by the Council at Various Periods* (Cherokee Advocate Office, 1852)を参照。
- (25) Resolutions passed on September 11, 1808, in *Laws of Cherokee Nation*, pp.3-4; McLoughlin, *Cherokee Renascence*, p.330; Young, *op. cit.*, p.106; Perdue, *Cherokee Women*, p.139.寡婦産権については、Linda K. Kerber, *Women of the Republic: Intellect and Ideology in Revolutionary America* (University of North Carolina Press, 1980), pp.141-142, 146-147を参照。

- (26) Resolutions passed on May 6, 1817 and Resolutions passed on November 9, 1825, in *Laws of Cherokee Nation*, pp.4-5, 52-53; McLoughlin, *Cherokee Renascence*, p.332; Perdue, *Cherokee Women*, pp.139-141.
- (27) ただし、成人年齢に関しては、男性21歳、女性18歳と違いがあった。Resolutions passed on November 15, 1828, in *Laws of Cherokee Nation*, pp.111-113.
- (28) Resolutions passed on November 2, 1819 and Resolutions passed on November 2, 1829, in *Laws of Cherokee Nation*, pp.10, 142-143; Young, *op. cit.*, p.106; McLoughlin, *Cherokee Renascence*, p.331; Perdue, *Cherokee Women*, p.152.
- (29) Kerber, *op. cit.*, pp.120, 141-142, 144-148.
- (30) Resolutions passed on November 2, 1819 and Resolution passed on November 10, 1825, in *Laws of Cherokee Nation*, pp.10, 57; Young, *op. cit.*, p.107; McLoughlin, *Cherokee Renascence*, pp.332-333; Perdue, *Cherokee Women*, pp.146-147.
- (31) Resolutions passed on November 2, 1819, in *Laws of Cherokee Nation*, p.10; McLoughlin, *Cherokee Renascence*, p.331; Perdue, *Cherokee Women*, p.154; Kerber, *op. cit.*, p.120.
- (32) Norma Basch, *Framing American Divorce: From the Revolutionary Generation to the Victorians* (University of California Press, 1999), pp.109-114.
- (33) Resolutions passed on November 10, 1825, in *Laws of Cherokee Nation*, pp.53-54; McLoughlin, *Cherokee Renascence*, pp.333-334.
- (34) Resolutions passed on October 16, in *Laws of Cherokee Nation*, p.79; Young, *op. cit.*, p.107; McLoughlin, *Cherokee Renascence*, p.333; Perdue, *Cherokee Women*, p.148.
- (35) Resolutions passed on November 2, 1819 and Resolutions passed on October 15, 1829, in *Laws of Cherokee Nation*, pp.10, 131-132; McLoughlin, *Cherokee Renascence*, p.333.
- (36) Resolution passed on November 10, 1825, in *Laws of Cherokee Nation*, p.57; McLoughlin, *Cherokee Renascence*, p.333; Perdue, *Cherokee Women*, p.147.
- (37) Resolutions passed on April 10, 1810 and Resolutions passed on November 10, 1828, in *Laws of Cherokee Nation*, pp.4, 104; Perdue, *Cherokee Women*, pp.141-143.
- (38) この黒人奴隸の人口は、1825年に部族が実施した国勢調査による。*Cherokee Phoenix*, June 18, 1828 を参照。
- (39) Resolutions passed on October 13, 1826 in *Laws of Cherokee Nation*, pp.73-76; Perdue, *Cherokee Women*, p.145.
- (40) The Constitution of the Cherokee Nation of 1827 in *Laws of Cherokee Nation*, pp.109-130; Young, *op. cit.*, p.106; Perdue, *Cherokee Women*, p.145.
- (41) 拙稿「チエロキー族における部族政府の組織化」を参照。
- (42) Petition, May 2, 1817, Petition, June 30, 1818, and Petition, October 17, 1821 in Theda Perdue and Michael D. Green eds., *The Cherokee Removal: A Brief History with Documents* (St. Martin's Press, 1995), pp.124-126; Champagne, *op. cit.*, pp.130-131; Young, *op. cit.*, p.106.
- (43) Resolution passed on October 25, 1820, in *Laws of Cherokee Nation*, pp.12-13.
- (44) Resolutions passed on October 15, 1825, Resolution passed on October 24, 1827 and Resolution passed on October 29, 1828 in *Laws of Cherokee Nation*, pp.48, 87, 93-94.

- (45) 19世紀前半の合衆国の選挙制度一般については、Chilton Williamson, *American Suffrage: From Property to Democracy, 1760-1860* (Princeton University Press, 1960); Sean Wilentz, “Property and Power: Suffrage Reform in the United States, 1787-1860,” in Donald W. Rogers ed., *Voting and the Spirit of American Democracy: Essays on the History of Voting and Voting Rights in America* (University of Illinois Press, 1992)を参照。
- (46) McLoughlin and Conser, Jr., *op. cit.*を参照。
- (47) Perdue, *Slavery and the Evolution*, p.56.